三　性別
四　次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
イ　ロ及びハに掲げる旅客以外の旅客　住所又は住民票に記載されている市区町村名
ロ　外航船舶の旅客（ハに掲げる旅客を除く。）　住所若しくは住民票に記載されている市区町村名又は国籍及び旅券番号
ハ　日本国内に住所を有しない外国人である旅客　国籍及び旅券番号
五　乗船の日時及び港並びに下船の港
六　事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否
2　旅客名簿は、その航海が終了した日から一年間保存しなければならない。
（法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）
第十二条の二　法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　当該船舶が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項に規定する平水区域をいう。第二十三条の二及び第二十三条の四の五において同じ。）のみを航行するとき。
二　当該船舶が平水区域を超えて沿海区域（船舶安全法施行規則第一条第七項に規定する沿海区域をいう。第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号において同じ。）のみを航行するとき（対外旅客定期航路事業の場合を除く。）。
三　当該船舶が離島航路（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行するとき。
（事業の休止等の届出）
第十五条　法第十六条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
（利用者の利便を阻害しないと認められる場合）
第十五条の二　法第十六条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。
一　当該指定区間において他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を営むものと国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合
二　一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合
（輸送の安全にかかわる情報の公表）
第十九条の二　法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。
一　（略）

（新設）

（事業の休止等の届出）
第十五条　法第十五条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
（利用者の利便を阻害しないと認められる場合）
第十五条の二　法第十五条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。
一　当該指定区間において他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を経営するものと国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合
二　一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合
（輸送の安全にかかわる情報の公表）
第十九条の二　法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。
一　（略）